

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」及び「動物の処分方法に関する指針」の改定案に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果の概要について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成19年8月9日（木）～平成19年9月7日（金）

告知方法：環境省ホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送

2. 寄せられた意見の概要

(1) 受付数

電子メール	ファックス	郵送	合計
602 通	48 通	14 通	664 通

(2) 意見の概要（延べ意見数 1,676 件）

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の改正案に関する意見は213件、「動物の処分方法に関する指針」の改正案に関する意見は7件であった。その他、改正案に直接関係しない意見が約1,450件であった。

- ① 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」については、改正案（放し飼い禁止の除外規定を設ける）について概ね賛成であったが、追い払いに使用される犬の登録、予防接種、個体識別措置等の徹底、訓練の適正化、他の飼育動物への危害防止、周知やモニタリングの徹底等の意見があった。
- ② 「動物の処分方法に関する指針」については、改正案（文言の整理）を妥当とする意見のほか、他の用語を使用すべき等の意見があった。
- ③ その他の意見については、今回の改正案に直接関係するものではなく、パブリックコメントの対象外ではあるが、意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきたい。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」及び「動物の処分方法に関する指針」
の改定案に対する意見の概要と意見に対する考え方について

1. 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

意見等の概要	数	意見に対する考え方
警察犬、狩猟犬は認知されており、野生動物の脅威から守るため国民の理解を得られると思う。	2	
改正部分は異存ない。	1	
改正部分は全面的に賛成。	1	
該当する犬は保健所から環境省への許可とし、遵守しない場合罰則を適用する。	2	国による許可は、制度上困難と考えます。
犬の能力から隠れている場所からの追い出しや追い込み等多様な能力を有しているため追い払いのみに限定すべきでない。	1	犬による追い払い効果が確認されたため追い払いを明記したものです。
使役犬、盲導犬等使役犬でなくても相応のマナーを有している犬は迷惑にならない限り許可する。	1	警察犬、狩猟犬以外の使役犬について、網羅的に記載する必要はないと考えます。
スポーツ競技、教育、福祉活動等に必要とされる場合を追加すべき。	1	同上
狩猟犬は、趣味の延長であり、悪質業者に利用される可能性があるため削除すべき。	1	狩猟犬は、適切なしつけ及び訓練がなされていれば問題はないと考えています。
使役犬以外の放し飼いは認めるべきではない。	3	追い払い犬でも適切なしつけ及び訓練がなされていれば問題ないと考えています。
追い払いに使役すべきに以下を追加すべき。 ただし、次の事項に留意すること。 (1) 犬の福祉に配慮し、訓練の行き過ぎや事故のないよう、訓練法の研究を進めること。 (2) 登録、狂犬病予防注射、不妊去勢、個体識別措置をすること。	73	基準の中に明記するまでは必要ないと考えますが、改正案の運用の考え方については、別途示すことを検討します。
都道府県等は周知徹底とモニタリングを徹底し、違反者には罰則を適用すること。	56	同上
野生動物による獣害対策に活用するのは賛成。ただし次の5つを基準で定めるべき。 1) 登録、狂犬病予防注射の義務が守られていること。 2) 必要に応じて感染症等の予防措置を行うこと。 3) 個体識別のマイクロチップを入れること。 4) 不妊去勢措置を義務 5) 訓練において、犬の個性等を尊重し過酷にならないようにする。	31	同上
ワクチン接種、フィラリア感染、不妊手術、去勢手術を義務化すべき。	12	同上
適切なしつけ、訓練に加えて、個体識別、狂犬病予防法等の感染症の予防措置、不妊去勢処置がなされていることを追加する。	7	同上
野生動物との共生を図るためにやむを得ないが、不妊去勢、マイクロチップ、登録、各種ワクチン接種、飼い主とともに十分な訓練、周知徹底が必要。	7	同上
後半部分を、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがなく、犬の福祉に配慮し犬にとって危険な活動でない場合はこの限りでないとする。	3	同上
自然環境上の問題を生じさせるおそれがない場合に次に、犬が本能的に予測不可能な場合になることを想定しマイクロチップを義務付けさせるべきである。	2	同上
狩猟犬は、迷い犬が多い、未登録、狂犬病予防接種未接種、咬傷事故が多い等問題が多いので条件を厳密に設定すべき。	1	同上
鳥獣被害対策への追い払い犬の重要性を理解してもらえよう努めるべきを追記すべき。むやみに駆除という方法をとらなくて済むはずである。	1	同上
警察や自治体の犬訓練資格を持つ者が適切なしつけ、訓練を実施し、所有者名、放し飼いにする理由等を明記した許可証を持っているものだけが放し飼い出来るようにする。	1	同上
(1)、(2)ともに適切なしつけ、訓練が不明確なので、警察犬服従科目〇〇を取得した犬に限りとする。	1	同上
(1)、(2)ともに適切なしつけ、訓練が不明確なので、証明が必要とする。	1	同上

人に危害を及ぼしの後に、狩猟犬、追い払い犬等は散歩中に犬等に危害を加える可能性があるため、他者の飼育動物の生命、身体、財産等に危害を加えない場合を付け加えるべきである。	1	同上
1. 犬は適切に訓練して許可性にすべき 2. 避妊・去勢済みであること 3. 鑑札、狂犬病注射済み票着用、できればマイクロチップ装着 4. 定期的観察し、違反者には罰則を適用すべき	1	同上
(2) 追い払いに使役すべきに以下を追加すべき。 この場合の犬は不妊去勢を義務づけ都道府県に届け出を行う。届出は不妊去勢の証明となる書類、適切なしつけ及び訓練を行った書類を添付し都道府県が審査し許可とする。	1	同上
対象となる犬達は、鑑札・狂犬病予防接種票、マイクロチップの装着、避妊・去勢の措置を行っているものとする。	1	同上

2. 動物の処分方法に関する指針

意見等の概要	数	意見に対する考え方
処分という用語が曖昧であったので、改正案は妥当。	1	
異存なし	1	
殺処分について踏み込んだ文面となり、ぜひ動物の苦痛をなくせるよう運用をお願いしたい。	1	改正案は、文言のみを整理したものです。
処分動物でなく、愛護の精神から受難動物に改めるべき。	1	文意はほぼ同じと考えており、修正は必要ないと考えています。
行政批判する方も多いが根本的には住民の責任であり囑託殺や依頼殺といった他の用語を作るべき。	1	文意はほぼ同じと考えており、修正は必要ないと考えています。
殺処分を明確にすることは賛成。しかし処分がモノ扱いで法律含め言い換えを検討すべき。	1	意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
処分を殺処分に変更することで、命の重みがわかるが、その用語自体を抹消したい。	1	同上

3. その他の意見

意見等の概要(要旨のみ)	概数	意見に対する考え方
家庭動物の飼育数限定に関する意見	約100	今回のパブリックコメントの対象外。(意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。)
家庭動物の引取りに関する意見	約100	同上
家庭動物の感染症防止に関する意見	約100	同上
家庭動物の訓練に関する意見	約50	同上
ねこの飼養基準に関する意見	約40	同上
家庭動物の定義に関する意見	約30	同上
殺処分方法に関する意見	約600	同上
殺処分の禁止に関する意見	約100	同上
殺処分の指針の位置づけや対象動物に関する意見	約100	同上
法律改正に関する意見	約160	同上
その他	約70	同上

(参考)

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」改定案

(放し飼いの特例)の運用の考え方 (案)

1. 放し飼いに使用する犬に関しては、次に掲げる要件を備えること。
 - ① 狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射の義務を必ず遵守すること。
 - ② 原則として、ワクチン接種等の感染症予防措置を行うこと。
 - ③ 原則として、不妊去勢措置を行うこと。
 - ④ 必ず所有者の明示措置(できる限りマイクロチップによる個体識別措置)を行うこと。
 - ⑤ 例えば訓練所のような施設等において、体系的かつ適切な訓練が実施されていること。
 - ⑥ 放し飼い中、目的外の動物等に危害を加えるおそれがないよう、訓練されていること。
 - ⑦ 放し飼いの(リードから放す)時間は、必要最低限であること。

2. 追い払いを目的とする場合(当面は、自治体等の関与による追い払い事業が想定される。)は、上記のほか、次に掲げる要件を備えること。
 - ① 原則として、追い払いの目的を終えたら速やかに所有者のもとに戻るよう訓練されていること。
 - ② 追い払いの実施に当たって、周辺地域への周知が徹底していること。
 - ③ 追い払いの効果等を把握・検証し、必要に応じ実施方法等を見直すこと。